神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施 行について

> 気水第225号 平成16年4月1日

#### 第1 改正の趣旨

化学物質による環境汚染の未然防止対策として、化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」という。)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。)等が制定され、また、環境汚染が発生した後の事後処理対策としては土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「土壌法」という。)等が制定されたことを踏まえ、法と連携した効果的な取組の推進を図るとともに、法と条例の重複する規定の見直し等を行うため改正を行った。

## 1 大気関係

- (1) フロン回収破壊法が施行され、フロン類の回収のしくみが確立されたことから神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。)及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号。以下「施行規則」という。)の「オゾン層破壊物質の回収等」に関する条項を削除した。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に規定されている焼却禁止の例外行為との整合性を図るため、屋外燃焼行為の制限の例外行為における面積要件を削除し、例外行為について明示した。
- (3) 廃棄物処理法に規定されている廃棄物焼却炉の構造基準との整合性を図るため、 廃棄物焼却炉の設備基準について改正した。
- (4) 廃棄物焼却炉における塩化水素の濃度の測定方法を追加し、日本工業規格K010 7に定めるいずれの測定方法でもよいこととした。

#### 2 化学物質関係

- (1) PRTR法が施行され、化学物質の適正管理が普及してきたことを踏まえ、事業者による化学物質の環境影響の低減化に向けた自主的な取組をより一層推進するため、改正を行った。
- (2) 昨今の、規制基準が適用されない事業所における環境汚染の発生に対応するため、地下水浄化対策の手法を基にした汚染源の究明や、汚染原因者に対する環境 汚染の改善に向けた指導等に関する規定を設けた。

### 3 土壌関係

特定有害物質による土壌汚染対策を推進するため、土壌法と連携をとった運用を可能とするとともに、土壌の汚染状況の公表及び土壌汚染対策の対象項目の追加等について改正を行った。

### 4 交通環境関係

低排出ガス車認定実施要領(平成12年3月13日運輸省告示第103号)において、新たに平成17年基準を基とした低排出ガス車に係る規定が追加されたことから、施行規則の特定低公害車の定義において同様の規定を追加するための改正を行った。

### 第2 改正の内容

## 1 大気関係

(1)条例第9章「オゾン層破壊物質の回収等」及び施行規則第8章「オゾン層破壊物質の回収等」の削除について

フロン回収破壊法が施行されたことから条例第9章「オゾン層破壊物質の回収等」及び施行規則第8章「オゾン層破壊物質の回収等」を削除した。

(2) 屋外燃焼行為の制限について(施行規則第41条関係)

屋外燃焼行為の制限の例外行為として認められていた燃焼行為における面積要件を削除し、例外行為について具体的に例示することとし、次の内容を追加した。

ア たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる燃焼行為であって軽微なもの

- イ キャンプファイアー、バーベキューその他屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- ウ 消火訓練に伴う燃焼行為
- エ 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為
- (3) 廃棄物焼却炉の設備基準について(施行規則別表第5の2(2)関係) 廃棄物処理法との整合性を図るため、施行規則別表第5の2(2)について次 のように改めた。
  - ア 焼却能力200kg/h未満(火格子面積2mg以上のものを除く。)の廃棄物焼却炉の設備基準について以下の内容に改正した。
    - (ア) 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備 又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置 すること。
    - (イ) 炉内温度計を設置すること。
    - (ウ) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃 棄物を焼却できるものであること。

- (エ) 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)。
- イ 焼却能力200kg/h以上(200kg/h未満であって、火格子面積が2m²以上のものを含む。)の廃棄物焼却炉の設備基準について以下の内容を追加した。
  - (ア) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃 棄物を焼却できるものであること。
  - (イ) 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)。
- (4) 排煙の規制基準(排煙指定物質)の測定方法の追加について(施行規則別表第6の1の備考4の(3)関係)

施行規則別表第6の1の備考4の(3)排煙指定物質である塩化水素の濃度の 測定方法を追加した。

## 2 化学物質関係

(1)条例第1章「総則」について

第5号の「化学物質」の定義において示している化学物質の範囲を、生態系へ 影響を与える物質として、動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあ る元素又は化合物に拡大した(条例第2条関係)。

(2)条例第2章「指定事業所の設置等の手続等」について 第2節「環境配慮書の提出等」について

ア 環境配慮書の提出(条例第16条関係)

環境配慮書の記載事項として、化学物質の安全性に着目した環境への影響度 (以下「安全性影響度」という。)の評価及びその低減に向けた配慮に係る事項 を追加した。

- イ 環境配慮書の提出を要する事業所(施行規則第21条関係)の範囲を拡大した。
- ウ 環境管理事業所の認定(条例第18条関係)の基準に安全性影響度の評価を実施すること等を追加した(施行規則第24条第3号関係)。
- (3)条例第5章「事業所における環境負荷の低減」について 化学物質の適正な管理について
  - ア 指定事業所の設置者は、評価対象物質(PRTR法第1種及び第2種指定化 学物質)について安全性影響度の評価と、その低減措置を実施するよう努める こととした(条例第40条の2関係)。

これは、従来、「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」(平成5年10月1日施行)に基づき先端技術産業に係る事業所・研究所等を新規に設置する場合に実施してきた指導内容を簡素化するとともに、対象範囲を指定事

業所に拡大したものである。

- イ 前項の安全性影響度の評価を実施するための化学物質の安全性影響度の評価 に関する指針(条例第40条の3関係)を新たに規定した。
- ウ 県として化学物質に関する情報を提供することを明確に規定した(条例第41 条第2項関係)。
- エ PRTR法に基づく届出対象事業者に対して、化学物質の自主管理のための 具体的な取組内容を規定した(条例第42条第1項及び第2項関係)。

事業者の目標の達成状況や化学物質ごとの削減状況等について、知事は公表することとした(条例第42条第3項関係)。

- (4)人の健康への影響等を防止し環境汚染を改善するため必要な場合で、勧告に従 わないときに、知事は違反者の氏名等を公表(条例第110条の2関係)することが できることとした。
- (5) 第12章第3節「環境汚染発生時の措置」について
  - ア 事故時の措置(条例第113条関係) 見出しを改め、第2節から第3節に移設した。
  - イ 環境汚染発生時の措置として
    - (ア) 環境汚染を確認した場合の知事の措置(条例第113条の2関係)
    - (イ) 知事の調査への協力(条例第113条の3関係)
    - (ウ) 土地の所有者等による調査(条例第113条の4関係)
    - (エ)環境汚染の改善に係る指導等(条例第113条の5関係) の規定を新設し、環境汚染の事後対策を推進することとした。
  - ウ 地下水質の浄化に係る命令等(条例第113条の6関係) 条例第72条の浄化命令及び条例第72条第2項の当該命令に対する協力を移設 した。

#### 3 土壌関係

- (1)土壌汚染の未然防止対策の強化等(条例第29条第2項関係) 改正前の条例附則13を削除し、特定有害物質を使用等する作業に係る施設を設 置するときは、すべて地下浸透を防止する構造基準を適用することとした。
- (2)特定有害物質使用事業所廃止時調査結果の公表(条例第59条第4項関係) 事業所の廃止に伴う調査の結果、土壌汚染が確認された土地について、知事は 規則で定める事項を公表することとした。
- (3)特定有害物質使用事業所に対する勧告措置(条例第59条の2関係) 特定有害物質使用事業所を設置している者が事業所の廃止に伴う調査を実施し ていない場合に、知事はその事業者に対して、調査の実施を適正に行うことを勧 告することができることとした。
- (4) 周辺住民への周知(条例第60条の2関係)

汚染された土地の区画形質の変更にあたっては、区画形質の変更を行う事業者 が周辺住民に対して公害防止の計画を周知することとした。

(5) 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導等(条例第61条 関係)

特定有害物質使用地の土地区画形質を変更しようとする事業者が区画形質の変更の届出を行っていない場合、周知計画の作成義務がある事業者がこれを作成していない場合及び周知計画を作成した事業者がその計画の実施を適正に行っていない場合に、知事はその事業者に対して、届出の実施、作成の実施及び計画の実施を適正に行うことを勧告することができることとした。

(6) ダイオキシン類対策特別措置法第2条に定める特定施設に関する土壌汚染対策 (条例第63条の2、条例第63条の3関係)

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。)第2条により規定された、ダイオキシン類を発生するおそれがある施設(以下「ダイオキシン類特定施設」という。)を設置する事業所(以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。)は、ダイオキシン類特定施設の使用状況の記録を作成し、保存しておくこととした。

また、土地を譲渡等しようとするときは、相手方にその記録等を交付することとし、事業所を廃止しようとするときは、土壌調査結果を、知事に報告することとした。

さらに、ダイオキシン類管理対象地について、条例第60条に規定する特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施、条例第60条の2に規定する周知計画の作成及び実施、条例第61条に規定する特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導及び条例第62条に規定する土壌調査結果記録等の管理の規定を準用した。

また、経過措置として、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成16年神奈川県条例第22号。以下「改正条例」という。)附則3により、平成16年9月30日までにダイオキシン類特定施設を既に廃止した事業所であっても、ダイオキシン法施行日である平成12年1月15日以降ダイオキシン類特定施設を設置していた場合は、ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者とみなして条例第63条の2及び条例第63条の3の適用を受けることとした。

- (7) 地下水汚染浄化時の地下水採取許可基準の適用除外(条例第76条関係) 浄化対策のため地下水を採取するときは、揚水施設の構造等の基準の適用を除 外した。
- (8) 違反者の氏名等の公表(条例第110条の2関係)

条例第51条の2(条例第63条の2第2項において準用する場合を含む)及び条例第61条(条例第63条の3において準用する場合を含む)の規定に基づく勧告に

従わない場合は、知事は違反者の氏名等の公表(条例第110条の2関係)をすることができることとした。

(9) 特定有害物質の見直し(施行規則第34条関係)

フェノール類を特定有害物質から除外した。

(10) 土壌法に基づき調査が行われた物質の調査対象からの除外(施行規則第50条関係)

土壌法に基づく調査を行った土地については、その調査以後に調査対象物質を 使用していないことを条件に、その物質を調査対象から除外した。

### 4 交通環境関係

超低公害車を定義する施行規則第78条の2第1号に、平成17年基準排出ガス75% 低減レベルの基準に適合すると認定された自動車及び平成17年基準排出ガス50%低 減レベルの基準に適合すると認定された自動車を追加した。

### 第3 施行期日

第2 改正の内容に示したそれぞれの施行期日は次のとおりである。

1	大気関係		平成16年4月1日
2	化学物質関係	(1)	平成16年4月1日
		(4) 及び (5)	平成16年10月1日
		それ以外	平成17年4月1日
3	土壤関係	(9)	平成16年4月1日
		それ以外	平成16年10月1日

## 第4 運用上留意すべき事項

4 交通環境関係

運用上留意すべき事項については、平成16年4月1日施行分及び平成16年10月1日施行分について記載してある。平成17年4月1日施行分については後日あらためて通知する。

平成16年4月1日

## 1 大気関係

(1) 屋外燃焼行為の制限について(施行規則第41条関係)

今回の改正は、屋外燃焼行為の制限のうち例外規定の面積要件を削除し、施行規則第41条各号に例外行為を列挙することにより、その行為の範囲をより具体的に限定したものである。

今回新たに例外行為として列挙した「キャンプファイアー、バーベキューその他屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの」及び「消火訓練に伴う燃焼行為」は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行について(平成10年3月31日環総第128号。以下「旧施行通知」という。)」におい

て例示していた屋外燃焼行為の制限の例外規定を明文化したものであり、その運用については、従前通りである。

なお、その他の解釈については、以下のとおりとするので、適正な運用に配慮 されたい。

「たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる燃焼行為であって軽微なもの」とは、社会通念上たき火として認められる範囲の燃焼行為に限るものである。

「災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為」は、災害時に発生する災害廃棄物の処分以外の目的で行う生活に必要な最小限の燃焼行為に限るものである。

これら例外として認められる行為であっても、燃焼するものについては、合成 樹脂、ゴム、油脂又は布を含まないことが前提である。

(2) 廃棄物焼却炉の設備基準について(施行規則別表第5の2(2)関係)

設備基準の内容は廃棄物処理法と同一であることが基本であるが、今回の改正は従来の規定の文言を反映させ、また、旧施行通知においての解釈との整合性も図ることから、従前から焼却能力200kg/h以上(200kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。)の廃棄物焼却炉に定められている設備基準について、小型焼却炉(焼却能力200kg/h未満で、かつ火格子面積が2㎡未満の焼却炉。以下同じ。)においても同様の設備基準とした。ただし、小型焼却炉については炉内温度計の設置のみを要件とし、その他の酸素濃度計等の設置については要件としない。この炉内温度計の設置場所については、当該焼却炉の燃焼ガスの温度を計測できる位置とする。

「空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できるものであること」とは、燃焼室、煙突、灰出口等に隙間や破損部分がなく、廃棄物投入口には、密閉することができる蓋又は扉を設けることとする。

また、「外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置」とは、二重扉等により燃焼室が外気と遮断された状態を保ち、 廃棄物の投入の際にも燃焼室温度の低下を防止することができる設備する。

なお、廃棄物を1回の投入で燃やし切ることが可能な焼却炉も使用できるものとするが、この場合、二次燃焼室又は助燃バーナー付燃焼室の燃焼ガス温度が800℃以上に保持されるよう、燃焼中の扉の開閉防止については、自動ロック方式などの構造上の措置等が必要となるので留意されたい。

(3) 排煙の規制基準(排煙指定物質)の測定方法の追加について(施行規則別表第6の1の備考4の(3)関係)

廃棄物焼却炉における塩化水素の濃度の測定方法については、日本工業規格 K0107に定める硝酸銀法によることとしていたが、今回の改正で、同規格K0107に 定めるいずれの測定方法でもよいこととした。ただし、大気汚染防止法施行規則 (昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号) 別表第3の備考2における塩化水素の測定方法についての規定は改正されていないため、同法による違反等の確認には硝酸銀法での測定が必要となるので留意されたい。

## 2 化学物質関係

(1)条例第1章「総則」の定義について(条例第2条関係)

化学物質が生態系に及ぼす影響に対する関心の高まりを受け、PRTR法や水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)などの関係法令や国の最新の知見で生態系への影響が明らかとなった物質についての取組が推進されるよう化学物質の範囲を拡大した。

(2) 違反者の公表(条例第110条の2関係)

今回の条例改正では、環境汚染を確認した場合に事業者の自主的取組を促す若 しくは行政が指導あるいは協力して事業者の取組を推進するという観点から罰則 に関する規定は設けていないが、勧告規定を設けるとともに環境汚染発生時等の 措置の適正な実施を担保するため、公表規定を設けた。

- (3)条例第12章第3節「環境汚染発生時の措置」について
  - ア 事故時の措置(条例第113条関係)

第2節から第3節に移設した条項であり、運用上の取扱いは従前のままとする。

イ 環境汚染を確認した場合の知事の措置(条例第113条の2関係)

これまで、地下水汚染事例に対しては、条例に基づき指導を行い、浄化対策を推進してきた。

今回の条例改正では、これまでの地下水浄化対策の手法を基本にして、大気、水質及び土壌についても環境汚染が確認された場合における汚染源の究明及び汚染原因者に対して環境汚染を改善するよう指導するための仕組みを規定したものである。具体的には、大気汚染防止法(昭和43年法律第146号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、ダイオキシン法などで規制されている物質及び今後規制の対象となる可能性のある物質として施行規則第93条の2において施行規則別表17左欄に定める物質について、同表中欄に定める基準値を超えるおそれがあると認める汚染が発生した場合を条例第113条の2における環境汚染と規定した。また、環境汚染の有無の確認は、県等が大気及び公共用水域において実施した環境調査の結果のみならず、事業者等が実施した土壌及び地下水についての自主測定結果等によるものである。

ウ 知事の調査への協力(条例第113条の3関係)

環境汚染が確認された場合に、知事が汚染源の絞り込みや原因究明のための 調査を実施するに当たり、その調査を円滑に進めるため、土地の所有者等に調 査に必要な台帳等の資料の提供並びに分析のために必要な最小限の分量に限り、 大気、排出ガス、工程水、排出水、地下水及び土壌の試料の採取について協力 を求めることができるものとした。

# エ 土地の所有者等による調査(条例第113条の4関係)

ウの汚染原因調査の結果等に基づいて、汚染原因となっている可能性があると認められる土地の所有者等に対して調査を実施するよう指導することにより、知事と土地所有者等が連携して汚染原因について詳細に調査し、汚染原因を究明することとした。なお、土地の所有者等は、汚染原因の究明のため、知事に対して査結果を報告するよう努めなければならないこととした(施行規則第93条の3第3項)。

## オ 環境汚染の改善に係る指導等(条例第113条の5関係)

環境汚染の原因究明調査の結果、原因であると確認された土地において事業を行っている者に対し環境汚染を改善するための対策計画を作成し、知事に報告することを義務付けた。

また、環境改善のための事業者の自主的取組であるため罰則規定は設けないが、事業者の取組を推進するという観点から、勧告規定を設け、環境汚染対策計画を完了したときには、知事に報告することとした(施行規則第93条の4第3項)。

ただし、環境保全上重大な支障が生ずるおそれがあるものとして施行規則で 定める場合であって、環境汚染原因者を確認できない場合等においては、改正 前の条例第71条とは異なり、知事が環境汚染原因地の所有者又は管理者に対し て環境汚染対策計画の作成等の指導及び助言を行うことができることとしたの で留意されたい。(施行規則第93条の4第4項)

なお、本規定の運用にあたっては、環境汚染原因地の所有者又は管理者に環境汚染の発生について何ら過失がなく、施行規則第93条の4第4項に定めるように、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にのみ認められた措置であることから、環境汚染原因地の所有者又は管理者から必要な協力を得られるよう十分な説明に努める必要があること、併せて、当該環境汚染原因地の所有者又は管理者に対しては、条例第113条の5第5項の勧告の規定及び条例第110条の2の違反者の公表の規定は適用されないことに留意すること。(条例第113条の5第5項)

## カ 地下水質の浄化に係る命令等(条例第113条の6関係)

改正前の条例第72条の浄化命令及び同条例第72条第2項の当該命令に対する協力に関する条項を移設したものであり、旧施行通知別紙第3の7(5)オに準じられたい。

### 3 土壌関係

(1) 土壌汚染の未然防止対策の強化等(条例第29条、第76条第1項関係)

これまでは、特定有害物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る施設を、特定有害物質が地下に浸透することを防止する構造とすること (同条第2項)を新規の事業者にのみ適用し、条例の施行の際既に特定有害物質を使用していた事業者については、適用を猶予していた(改正前の条例附則第13)が、今回の改正により、施設を設置する時には施行規則で定める構造を有するものとしなければならないこととした(条例第29条第2項)。

これは、既に特定有害物質を使用していた事業者にあっても、既存の施設を更新する場合及び移設する場合も含めて、施設を新たに設置する場合にあっては地下浸透を防止する構造とすることが可能であることから、構造基準を適用することとしたものである。これに伴って改正前の条例附則13は削除した。この構造基準が適用された場合は、条例第3条及び条例第8条に規定する指定事業所の設置許可又は変更許可が必要であることに留意されたい。

また、指定施設の構造自体を地下浸透防止構造とする場合は構造の変更に該当すること、指定施設を設置する床面等の構造の変更は公害防止装置の変更に該当し、いずれも変更許可の対象となることから、特定有害物質を使用する指定施設を有する事業者に対し十分に周知を図られたい。

(2) 特定有害物質使用事業所廃止時調査結果の公表 (条例第59条第4項)

公表の方法としては、施行規則第50条第5項に掲げる事項を記載した書面を公表の場所に備え置くとともに、インターネットへの掲載を行うこととする。

公表の場所としては、環境農政部大気水質課の他、各地区行政センター環境部 等閲覧を希望する関係者の利便性や書面の管理面を考慮して設定されたい。

公表は、届出を受理したのち速やかに行うこととし、土壌汚染対策法第6条第 3項に基づく指定区域台帳の閲覧と連携した対応を図られたい。

(3) 特定有害物質使用事業所に対する勧告措置(条例第59条の2関係)

土壌汚染対策の基礎となる土壌調査の適正な実施を担保するため、事業所の廃 止に伴う調査を行っていない者に対しても、知事が勧告することができることと した。

この勧告に従わない者については、条例第110条の2に基づく公表を行うほか、 人の健康に係る被害が生ずるおそれ人の健康に係る被害が生ずるおそれを考慮し、 土壌法第4条に基づく調査命令の適用を検討されたい。

(4) 周辺住民への周知(条例第60条の2関係)

周知計画を作成する必要がある事業者は、汚染された土地の区画形質を変更する事業者であり、具体的には、条例第60条第2項に基づく調査の結果汚染が判明した特定有害物質使用地の土地の区画形質の変更を行おうとする事業者のほか、

土壌法第5条に基づき汚染された土地として指定された区域の土地の区画形質を変更しようとする事業者である。

周知の対象範囲及び対象者としては、原則として、区画形質の変更を行う特定 有害物質使用地又は土壌法第3条あるいは同法第4条の調査対象となった敷地に 隣接する自治会の範囲内の住民とする。自治会がない場合は、地域の実情にあわ せ、隣接する同一地番内の住民など、自治会相当の範囲内の住民とする。

周知の方法としては、地下水汚染の可能性がある場合など周辺への影響が大きいと考えられる場合等にあっては周辺住民への説明会の開催、地下水汚染には至らないものの汚染濃度が高い場合等にあっては周辺住民によって構成される自治会への文書による情報提供、汚染が表層でとどまるなど軽易な場合等にあっては周辺住民によって構成される自治会への口頭による情報提供が考えられるので、汚染の程度や地域の状況等を考慮して実施するよう指導に当たられたい。

また、いずれの場合も、併せて区画形質工事中の事業所敷地境界において公害防止方法を記載した書面の掲示により周知を図るよう指導されたい。周知の時期については、周知する趣旨を踏まえ、区画形質変更に着手する前に実施するよう指導されたい。

ただし、土壌汚染は、汚染物質の種類、規模、地下水への影響の有無などその態様が多様であるうえ、浄化工事もその場での土壌の安定化や土壌の入れ替えなど多くの方法がある。このため、周知の対象とする住民の範囲及び周知の方法は、個別のケースに応じ、汚染の態様、浄化工事方法、地下水への影響がある場合は、地下水の流動を考慮のうえ決定することが望ましい。

なお、工業専用地域などにおいて、周辺住民が存在しない場合は、周知計画書 にその旨を記載させ、提出させるとともに、周知完了報告書も同時に提出するよ う指導されたい。

(5) 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導等(条例第61条 関係)

知事は、汚染土壌の飛散・流出等に起因する公害を生ずるおそれがある土地の 区画形質の変更の届出を行っていない者、また改正条例で新たに追加された義務 である周知計画の作成を行っていない者あるいは同計画の実施をしていない者に 対して、勧告することができることとし、勧告に従わない者について、条例第 110条の2に基づき公表を行うことができることとした。

なお、従来から勧告できる対象である土地の区画形質変更時に伴う調査を実施 しない者については、条例第110条の2に基づき知事による公表を行うことがで きることとしたほか、第4の3(3)同様、人の健康に係る被害が生ずるおそれ を考慮し、土壌法第4条に基づく調査命令の適用を検討されたい。

(6) ダイオキシン類に係る記録の管理等(条例第63条の2、第63条の3関係)

- ア ダイオキシン類管理対象事業所に係る記録の管理等及びダイオキシン類管理 対象事業所についての特定有害物質使用事業所に係る義務の準用並びにダイオ キシン類管理対象地についての特定有害物質使用地に係る義務の準用
- (ア) ダイオキシン類特定施設の使用状況等の調査及び記録

ダイオキシン類管理対象事業所を設置している事業者は、条例第63条の2第 1項により、ダイオキシン類特定施設の使用状況その他施行規則第56条の2第 2項で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならないことと した。

ダイオキシン法では、ダイオキシン類特定施設からの排出ガス、排出水、燃え殻等に対し、事業者による定期的な自主測定及び報告を義務付けているため、事業者においてはこれらの調査と混同し、表土調査を定期的に実施し報告する必要があるものと誤解する場合が想定される。この規定の趣旨は、あくまで土壌汚染調査における資料等調査の基礎資料とするために義務付けるものであるため、事業者に対しては、自主管理の一環の取組であることをダイオキシン法に基づく報告の収受の際等の機会を通じて周知されたい。

なお、調査頻度及び調査結果の記録については、特定有害物質使用事業所と 同様に行うこととした。

(イ) ダイオキシン類管理対象地を譲渡しようとするときの義務

条例第63条の2第2項に基づき条例第59条第2項を準用することにより、特定有害物質使用地の譲渡等の際と同様に記録の交付を事業者に義務付けた。

- (ウ) ダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするときの義務
  - a ダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするときの義務について 条例第63条の2第2項に基づき条例第59条第3項を準用することにより、特 定有害物質使用事業所を廃止しようとするときと同様に、土壌調査の実施及び 知事への報告を事業者に義務付けた。
  - b 調査の方法等
  - (a)調査の方法

ダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするときに必要となる事業者が行う調査の内容を施行規則第56条の3に定めた。調査は第4の3(1)アの記録の調査を基本に、土壌の汚染の可能性を考慮して表土調査を実施し、その結果土壌1g当たりダイオキシン類の換算量が250pg以上であった場合には、周辺地域に調査対象を広げ詳細に表土調査を実施し、それらの表土調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、深度方向の汚染状況を把握するためボーリング調査等を実施することとした。

施行規則第56条の3第1項第1号アに規定する資料等の調査は、ダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするすべての事業者の義務であるが、

調査の方法は施行規則第56条の2の規定による記録の確認によるものとして 支障ないこととした。ただし、記録を作成等していない場合や記録が不十分 である場合、資料の紛失等があった場合等は、特定有害物質使用事業所と同 様に、改めて関係者に対する聞き取り調査等行うなどの調査を行い、記録を 作成するよう指導されたい。

施行規則第56条の3第1項第1号アの資料等の調査により土壌汚染の可能性が少ないと認められない区域は、同号イの表土調査の実施をすることとなる。この土壌調査の対象区域については、特定有害物質使用事業所に関しては、土壌汚染の可能性が「ない」と認められない区域としていたが、ダイオキシン類はすべて非意図的に生成するものであり、汚染の可能性がないことの判定が困難なことから、土壌汚染の可能性が「少ない」と認められない区域とし、比較的汚染の度合いが高いと思われる場所を選定して表土調査を行うこととした。その表土調査の結果、土壌1g当たりダイオキシン類の換算量が250pgを超えて確認された場合は、さらに周辺の表土調査等の実施により、汚染範囲を確定していくこととした。

表調査を実施する区域は、資料等調査の結果から、①ダイオキシン類特定施設が稼働している(していた)場所の周辺で汚染のおそれが高い場所、②ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物を保管または処理している(していた)場所の周辺で汚染のおそれが高い場所、③ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の移動経路の周辺で施設の稼働による汚染のおそれが少ない場所、④ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある排水の移動経路直下並びに⑤ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれがある排水等が漏出等した履歴がある場所の土壌とする。

なお、表土調査を実施する区域内に舗装等されている場所が含まれている場合、この場所がダイオキシン類特定施設の使用を廃止した後に舗装等するなどしている場合は、特定有害物質使用地についての対応と同様、舗装等の下、つまりダイオキシン類特定施設使用時の裸地表面を土壌表面として試料の採取を行うこととする。

表土調査の結果、下層の土壌にダイオキシン類による汚染のおそれがあると認められる場合はボーリング調査を、さらに、ダイオキシン類による土壌の汚染により帯水層が汚染されていると認められる場合は、地下水調査を実施することとなるが、これら調査の実施に当たっては、事前に特定有害物質使用事業所と同様の知見等を収集することが望ましいので事業者指導に配慮されたい。

### (b) 土壌汚染の確認について

本条例におけるダイオキシン類による土壌汚染については、土壌1g当たり ダイオキシン類の換算量が1,000pgを超える場合に汚染があると判断する。

ダイオキシン類による土壌の汚染があった場合は、ダイオキシン法に基づく 対策地域としての指定についての検討が必要となるため、直ちに大気水質課と 連携した対応をとられたい。

ダイオキシン法に基づく対策地域となった場合においても、土地の区画形質の変更時には条例に基づく公害防止計画を作成する必要がある。

また、1,000pg以下であった土壌であっても、これが流出することで敷地近傍の公共用水域の底質の汚染の原因となるおそれがある場合は、敷地外への流出防止対策を講じるよう事業者に指導されたい。

#### c 届出事項

ダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとする者は、b (a) により実施した調査の結果及び施行規則第56条の3第3項に規定する項目を知事に届け出なければならないこととした。

なお、条例第63条の3に基づき条例第62条が準用されることにより、ダイオキシン類管理対象地に関する調査の結果の記録については、特定有害物質使用地に関する調査の結果の記録と同様に保存し、土地の譲渡等が行われる場合には次の管理者に継承することを事業者に義務付けることとした。

### (エ) ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質の変更の実施等

ダイオキシン類管理対象地については、条例第60条に規定する特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施、条例第60条の2に規定する周知計画の作成及び実施、条例第61条に規定する特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導及び条例第62条に規定する土壌調査結果記録等の管理について準用した。ただし、公害防止計画については、特定有害物質使用地と異なり、ダイオキシン法に基づく指導と整合をとった内容とする。

(ウ) b (b) 同様、土地の区画形質変更時の調査においても、ダイオキシン類による土壌汚染があった場合はダイオキシン法に基づく対策地域としての指定についての検討が必要となるため、直ちに大気水質課と連携した対応をとられたい。

また、ダイオキシン類管理対象地については、特定有害物質使用地とは異なり、記録の交付等の例外規定は設けていないため、浄化終了後も記録の交付及び届出等の義務は継続することに留意されたい。

### (7) 地下水の水質の浄化対策の削除

地下水の水質の浄化対策については、これまで条例第69条から条例第72条に規 定していたが、新たに条例第113条の2から条例第113条の6に地下水汚染対策を 含めた環境汚染発生時等の措置を規定したことから、条例第69条から条例第72条 を削除したが、地下水汚染対策としてはこれまでと何ら変更がないことに留意さ れたい。

特に、条例第59条第3項及び条例第60条第2項の調査により、地下水汚染が判明した場合において、改正規則第93条の4第4項に規定する場合には、条例第113条の5の規定に基づき環境汚染対策計画を作成させることとなるので、土壌汚染対策と併せて指導されたい。

当該土地で土壌汚染の他に地下水の汚染も確認された場合は、地下水汚染が明らかに周辺へ影響していないことが確認できる場合を除き、周辺での地下水の飲用の有無及び周辺影響の有無を調査することとする。この調査の結果、周辺地下水でこの土地の土壌汚染が原因と考えられる汚染が確認された場合は、事業者に環境汚染対策計画書の提出を指導し、併せて事業者による環境汚染対策計画の公表と周辺影響調査結果の公表を指導することとする。

また、調査の結果、周辺影響が認められない場合は、特定有害物質使用事業所廃止時調査結果の公表に含めるものとする。

なお、条例第60条第2項の特定有害物質使用地における土地の区画変更の際に 実施した調査で、地下水汚染が判明した場合も同様の扱いとする。

# (8) 地下水汚染浄化時の地下水採取許可基準の適用除外(条例第76条関係)

施行規則第66条で地下水の採取を規制する地域として指定された区域内で地下水を採取する場合には、揚水施設の構造等が施行規則第68条で定める基準に適合していると認めるときでなければ、揚水施設の設置の許可をしてはならないが、汚染された地下水の浄化を行うためには、地下水を採取しなければならないことから、例外規定に新たに「汚染された地下水の浄化対策のために地下水を採取するとき。」を加えたものである(条例第76条第1項第2号関係)。

これは、近年、汚染された地下水の浄化方法として、地下水をくみ上げて浄化する方法が一般的となってきたことから、地下水浄化を目的として地下水を採取する場合は採取許可の際に基準を適用しないものである。しかしながら、条例第75条に基づく採取許可を受けること及び条例第85条に基づく地下水の採取量の報告を行うこと等の手続きは引き続き必要であることに留意されたい。

## (9) 違反者の公表(条例第110条の2関係)

改正条例では、従前どおり土壌汚染に関して罰則を適用しないこととした。ただし、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合は、土壌法第4条に基づき、その土地の土壌について調査し報告することを命じ、その命令に従わなかった場合は、土壌法に基づく罰則を適用することができることとしている。そのため、土壌汚染の蓋然性が認められていながらも、条例に基づく調査が不履行となっている土地については、土壌法第4条に規

定される調査を命ずる基準に該当するかどうか検討されたい。

また、土地の調査義務があるにもかかわらず調査が行われていない土地等に関する情報については、その違反の状況についても知事は公表することができることとしたので、適正な運用に配慮されたい。

(10) 特定有害物質の見直し(施行規則第34条関係)

条例第29条では、排水指定物質のうち、地下に浸透することにより人の健康に係る被害が生ずるおそれのある排水指定物質で施行規則に定めるフェノール類など27物質を特定有害物質として、地下浸透による排出禁止、水質保全水域への排出禁止及び土壌汚染及び地下水汚染対策対象物質としての規制を行ってきた。

フェノール類とは、ベンゼン環に水酸基が結合した構造を持つ化学物質の総称であるが、このうちフェノールが「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。)」を検討している中央環境審議会水環境部会において、有害な物質としてではなく、水生生物の保全に係る生活環境に影響がある物質として、継続して監視する物質とされたこと、また、フェノール類が土壌法に基づく特定有害物質に指定されていないことから、フェノール類を特定有害物質から除外した(施行規則第34条関係)。

これに伴い、フェノール類は条例第30条の水質保全水域への排水の排出の禁止物質ではなくなることから、施行規則別表第9の甲水域の水質保全湖沼新設の場合の許容限度を定めたのでその適用に配慮されたい。ただし、フェノールは、環境汚染事故の対象物質として、改正条例第113条の2に規定する施行規則で定める物質としていることから、これに留意して事業者の指導にあたられたい。

(11) 土壌法に基づく調査が行われた物質に係る調査対象からの除外(施行規則第50 条関係)

土壌法第3条の土壌調査対象である土地について、土壌法に基づく調査が行われており、その調査以後に調査対象物質を使用等していない場合は、その物質を 条例上の調査対象から除外した。

また、土壌法第3条ただし書きによると、土壌法に基づく調査義務が生じた場合でも、一定の条件を満たしている場合(引き続き同一の事業所における事業が継続している場合など)は、知事に確認を受けることによって、土壌調査の実施が猶予される。このような土地については、土壌法に基づく調査が行われていないため、事業所を廃止しようとするときは、条例に基づき調査を行う必要がある。ただし、調査の猶予を解除し、土壌法に基づく調査を行っている場合は、条例の調査対象からは除外されるので留意されたい。

先に記載した土壌法に基づく調査が行われた物質で条例の調査対象物質から除外された物質については、条例第59条及び条例第60条に基づく調査の報告に、その旨を記載することとする。